

健康保険任意継続被保険者 資格喪失 申出書

喪

下記の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
(下記以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)

資格喪失
事由

任意継続被保険者を辞めたいと希望するため

▷ 漏れなくご記入ください。

被 保 険 者 情 報	被保険者証	記号	番号		
	氏名	(フリガナ)	生年月日	昭和 平成	年 月 日
	住所	〒	—	都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先)

【留意事項】 *必ずご確認ください！

1.資格喪失日

当申出書を、組合が受理した日の翌月1日となります。

2.保険証の返却

申出月（当申出書を組合が受理した月）の月末までは、保険証（交付されている場合は高年齢受給者証も）を使用することができますので、申出月の翌月1日以降に組合あてに送付してください。

3.資格喪失証明書の発行

当申出書の受理と保険証（高年齢受給者証も含む）返却の確認が完了次第、資格喪失証明書を発行いたしますので、次に加入される健康保険への加入手続きにご利用ください。

4.申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。

健保組合
記入欄

年 月 日 喪失